

第1章 序論

1-1 調査結果の概要

研究者の研究活動の継続性に支障を来すことなく、かつ知的財産の管理、活用が十分に図られるための方策について具体的な提言をまとめることを目的として調査研究を実施した。研究者の流動化の現状調査、国内及び米国での研究者移動に伴う知的財産管理に関する現状調査、研究者の意識調査などを実施し、それらに基づいて議論を行った。

研究者流動化の状況については、大学や研究機関において任期制の導入が進み、任期制採用者数が急激に増加していることなどを背景に、機関間や異なるセクター間での研究者の移動が拡大していることが京都大学でのデータやアンケート結果などで見られ、今後も研究者流動化が進展することが予想された。

研究者の意識に関するアンケート調査では、職務発明など特許に関わる制度に関する研究者の認知度がすでにある程度高まっており、認知度の高い研究者がより特許取得に前向きであるなど、知的財産に関する意識が高まってきていると考えられる。ただし、研究マテリアルの帰属に関するルールに関しては、内容の理解まで含めるとわずか11%が知っているに留まり、認知度が非常に低い。転職の際には研究の継続性や自由度を重視している研究者が8割を超えることから、今後、さらに流動化が高まることでこれら知的財産に関する問題がクローズアップされてくることが予想された。

国内大学の研究者流動化に対する対応としては、知的財産に関する基本ポリシーの設定は進んできているものの、大学間で多少の取り組みへの差が見られる。また研究者の移動に伴う権利の帰属について定めている大学は一部に留まり、それらの大学においても移動に伴う知的財産管理の具体的な対応策までは定めていない。

米国の大学においては、大学間で知的財産に関するポリシーやその運用に差があるが、研究者が機関を移動しても研究を継続できることを優先させる考えで一致している。最低限の契約は行うものの、全てを契約で固めていくことは行わず、大学間、技術移転機関間での情報交流を密に図ることで、問題の事前把握と素早い事後対応を可能にしていることが明らかとなった。

研究者の移動に伴う知的財産に関する判例は極めて少ない。現行法の解釈では、前の職場で職務発明として権利譲渡した発明を、研究者が機関を移動後に利用することはできないと考えられ、何らかの契約等での対応が必要であることが明らかとなった。

1-2 提言の要旨

上記調査結果を念頭に置き、研究者流動化を考慮した知的財産の帰属のあり方を整理した上で、特許、研究マテリアル、ノウハウなどの各知的財産の利用について様々な対応策を検討し、有効と考えられる方策を選択し提言とした。

「特許」については、研究者の流動化に関連して以下の対応を提言する。

1. 原則機関帰属の考えのもとで、各大学、研究機関の知的財産本部や技術移転機関の間の情報交流の促進を図り、問題点の理解の共有と解決に向けた協議の設定を容易にする。
2. 知的財産ポリシーや発明規程の中で、特許の機関帰属の考え方は発明者自身の研究活動を妨げる意思を持ったものではないことを明示した上で、発明を行った機関への権利譲渡の際、譲渡契約に条件を付して発明者本人に対して一定の条件の下で特許を利用して研究などを行うことができる権利を保証する。
3. 研究者の離任時、着任時に研究者と大学の間で、知的財産に関する事項を「確認書」により確認するシステムを導入し、課題の把握に努める。
4. 研究者が移動した先の機関で、移動前の機関でなした特許発明に関連した発明を行う際には、「機関間契約」を締結して、権利の有効活用が図られるようにする。

なお、譲渡契約への条件の設定、「確認書」、「機関間契約」については今後、京都大学において各雛形書式の作成を実施する。

「研究マテリアル」については、以下の対応を提言する。

1. 移動前機関への帰属を確認した上で、離任時に研究者単位で包括的な MTAを締結し、研究に自由に使用できる権利を保証するとともに、マテリアルの有効活用を図る。

「著作権」(特許権の付与されたソフトウェア、及びデータベースを除く)と「ノウハウ」(明示された形になっていない、スキル、断片化した情報、統合化される以前の知識など)については以下の対応を提言する。

1. 帰属を研究者とし、機関移動によっても研究者による使用を妨げない。
2. 特許権に付随するノウハウについては、知的財産ポリシーにより特許の取得、維持、技術移転における研究者の協力義務を確認することにより、その開示、移転を可能にする。

実験データなどの「営業秘密」については以下の対応を提言する。

1. データベースなどで秘密として管理可能な物は研究マテリアルと同様の管理を行う。